

# 処 分 基 準

基準の名称	シルバー人材センター連合指定取消基準	
法 令 等 名	根 拠 条 項	許 認 可 等 ・ 処 分 の 概 要
高年齢者の雇用の安定等に関する法律	45、43	シルバー人材センター連合指定の取消
基 準 の 内 容		
<ol style="list-style-type: none"><li>1 高年齢者の雇用の安定等に関する法律第38条第1項に規定する業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。</li><li>2 指定に関し不正の行為があったとき。</li><li>3 高年齢者の雇用の安定等に関する法律第6章第2節の規定又は当該規定に基づく命令に違反したとき。</li><li>4 高年齢者の雇用の安定等に関する法律第42条の規定に基づく処分に違反したとき。</li><li>5 高年齢者の雇用の安定等に関する法律第53条第1項の条件に違反したとき。</li></ol>		